

# 西谷会計

2015年7月号



## 今月の税務・会計

### 【印紙の貼り忘れに注意しましょう 1/2】

法人税や所得税の税務調査において、契約書や領収書への印紙の貼り忘れなどが問題とされることがあります。最近、特に契約書が重点的にチェックされる傾向にあります。

印紙の貼り忘れがあった場合、故意や過失にかかわらず「過怠税」として、本来の印紙税額とその2倍相当額の合計額が徴収されます。また、印紙に消印がされていないときも、その印紙税額と同額の過怠税を課せられます。過怠税は損金とならないうえに、契約書によっては印紙税額の大きいものもありますので注意が必要です。

#### 【印紙を貼る必要のある契約書（課税文書）】

不動産売買契約書/金銭消費貸借契約書/運送契約書/貨物運送引受書/工事請負契約書/工事注文請書/継続的取引基本契約書/特約店契約書/業務委託契約書

※売買契約書は不動産などに限定されています。

※仮契約書、合意書、覚書等を含みます。



## 経営ワンポイント

### 【収益はお客様からしか生まれない】

どれだけ会社内部の制度、例えば賃金制度を変えても、組織を変えても、社内の管理体制を整えても、会社の売上は一円たりとも増えません。いくら営業会議をしても、残業しても、それ自体では売り上げは一円も増えません。というのも、売上というのは会社外部のお客様との関係でしか生じないものだからです。収益は一生懸命努力したから得られるのではなく、お客様に商品が売れることで得られるのです。

収益は会社の内部ではなく外部、つまりはお客様のところにあります。それに対し、会社の内部にあるのは費用だけなのです。お客様の要求を満たすことでのみ収益は手に入るのであって、他のいかなることによっても手に入りません。収益が生まれた時に、「ポン」と音でもすればわかるのですが、残念ながら音はなりません。そのため、この当たり前のことに気付かないで、会社内部の制度を変えることや、会議にばかりエネルギーを注ぐ勘違い社長がでてるのです。



## 夏子の部屋

月島でもんじゃを食べました。

月島は東京都中央区にあり、今ではもんじゃ焼きが有名で、月島西仲通り商店街は別名「もんじゃストリート」と言う程で、70軒以上のもんじゃ焼き屋が軒を連ねています。

あいにくの雨。結構ザーザーと強い雨が降る中、20分位は外で待たされてようやく食べたもんじゃ焼きでした。思ったよりもあっさりしています。2つ食べましたが、胃にももたれませんでした。雨の為にストリートを急いで走ったので、次回は晴天の日にゆっくり散策しながら行きたい街です。

(月島は、私の大好きなバンド「エレファントカシマシ」のベースリスト「成ちゃん」の出身地です。ふふっ。)



## 所長からのメッセージ

会計事務所の仕事というのは、年末調整、確定申告、3月決算法人の申告が集中する5月、その前後1月くらいが繁忙期です。7月から10月は税務調査シーズンではありますが、わりとのんびりした時期を迎えます。

とはいえ、その時期にダラダラ過ごしていると再び繁忙期となって、仕事に忙殺される時期に突入します。つまり、穏やかな6月から10月こそが勉強だったり、じっくり考えたり、仕込んだりに最適な時期というわけです。

一年だったり一か月だったり一週間だったり一日だったり、業種によって、なにかしら手の空く時間のパターンがあると思います。「塵も積もれば」ではありませんが、時間的であれ資金的であれ、余裕のある時にこそ、次の一手のための研究にエネルギーを注ぎたいものです。

## 西谷会計事務所

〒030-0821 青森市勝田2-6-18

<http://www.248nishiya.com>

TEL 017-774-2315

E-mail [nishiya-kaikai-jimusyo](mailto:nishiya-kaikai-jimusyo@tkcnf.or.jp)

@tkcnf.or.jp